

ことに、下水道の整備に関する総合的な基本計画(以下「流域別下水道整備総合計画」といふ。)を定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

五 流域別下水道整備総合計画は、次の各号に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件

二 当該地域における土地利用の見通し

三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し

四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し

五 下水の放流先の状況

六 下水道の整備に関する費用効果分析

4 都道府県は、第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見をきくとともに、建設省令で定めるところにより、建設大臣の承認を受けなければならない。

5 都道府県は、第一項の水質環境基準が改定された場合、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合、その他の場合において流域別下水道整備総合計画を変更する必要が生じたときは、迳常なく、当該流域別下水道整備総合計画を変更しなければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第五条第一項第一号中「予定排水区域」を「予定処理区域」に改め、同項第二号中「終末処理場」を設ける場合には、その配置」を「終末処理場の配置」に、「並びに予定処理区域」を「又は流域下

水道と接続する位置」に改める。

第六条第一号中「水質」の下に「(水温その他の水の状態を含む。以下同じ。)」を加え、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「予定排水区域又は」を削り、「排水施設又は」を「排水施設及び」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四 流域下水道に接続する公共下水道(以下「流域関連公共下水道」という。)に係るものにあっては、流域下水道の事業計画に適合していること。

五 当該地域に関する流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

六 第八条中「放流水」を「公共下水道からの放流水」に改める。

第七条第二項中「開始しようとする場合」の下に「又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合」を加える。

(使用の開始等の届出)

第十一条の二「継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

(水洗便所への改造義務等)

第十二条の三「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

2 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前

項の規定は、適用しない。

3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合は、この限りでない。

4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 公共下水道管理者は、前二項の規定により命令をしよろとするとときは、あらかじめ、当該命令をしよろとする者について聴聞を行なわなければならぬ。ただし、その者が正当な理由がないとて聴聞に応じないとときは、この限りでない。

6 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとするとする者に対する者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

7 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

8 第十二条第一項中「公共下水道管理者は」の下に「継続して」を加え、「排除」、「継続して」を

「排除して」に改め、同項第一号中「公共下水道」の下に「若しくは流域下水道」を加え、同項

第一項第一号中「放流水」を「公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)」に改め、「第八条」の下に「第二十五条の十において準用する場合を含む。

9 第十四条第一項中「工事の施行」を「工事を施行する場合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合」に改める。

10 第二十条第二項第一号中「使用者」を「下水の量及び水質その他使用者」に改め、同条に次の二項を加える。

11 第十三条に次の二項を加える。

12 第十四条第一項中「工事の施行」を「工事を施行する場合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合」に改める。

13 第二十条第二項第一号中「使用者」を「下水の量及び水質その他使用者」に改め、同条に次の二項を加える。

14 第十三条に次の二項を加える。

15 第二十四条第一項中「法律第 号」の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する

使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘

察して定めなければならない。

16 第二十二条第一項中「放流水」を「公共下水道からの放流水」に「行い」を「行ない」に改める。

流水若しくは流域下水道からの放流水」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(水質の測定義務等)

第十二条の二「継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第十三条第一項を次のよう改める。

17 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

18 第十三条に次の二項を加える。

19 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

23 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

25 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

29 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

31 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

32 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

33 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

34 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

35 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二条の見出しを「設計者等の資格」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理

のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 流域下水道

(管理)

第二十五条の二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者(以下「流域下水道管理者」という。)は、流域下水道を設置しようとするときは、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見をきかなければならぬ。

3 建設大臣は、第一項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならぬ。

4 前三项の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合について準用する。

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力

二 終末処理場の配置、構造及び能力

三 流域閑連公共下水道が接続する位置

四 流域閑連公共下水道の予定処理区域

五 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に開し必要な事項は、建設省令で定める。

(認可基準)

第二十五条の五 建設大臣は、第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

二 流域下水道の構造が第二十五条の十において準用する第七条の技術上の基準に適合していること。

三 流域閑連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四 当該地域に開し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

五 当該地域に開し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可

若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(供用開始の通知等)

第二十五条の六 流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により下水の処理を開始しようとするとき、は、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年

月日その他建設省令で定める事項を当該流域下

水道に係る流域閑連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(使用制限)

第二十五条の七 流域下水道管理者は、流域下水道に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域閑連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(原因調査の要請等)

第二十五条の八 流域下水道管理者は、流域閑連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域閑連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで

及び第二十五条の規定は、流域下水道について

準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは、「流域下水道」と、

「公共下水道台帳」と読み替えるものとする。

第十四条中第三十二条の前に次の二条を加える。

(市町村の負担金)

第二十五条の二 第二十三条第一項又は第二十五条の二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、

その利益を受ける限度において、その設置、改

築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全

額又は一部を負担させることができること。

(第三十六条)

九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加える。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第十二条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同条第四号」を「同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号」に改める。

理由

最近における公共用海域の水質汚濁の実情にからんがみ、流域別下水道整備総合計画の策定、流域下水道の管理、悪質な下水を排出する事業者の水質測定義務等に関する必要な事項を定め、あわせて処理区画内のくみ取り所を水洗便所へ改造することを義務づけることとする等下水道の整備の円滑化とその維持管理の適正化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 まず、提案理由の説明を求めます。根本建設大臣。

○根本国務大臣 ただいま議題となりました下水道法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。最近における急速な都市化の進展に対応して都市の計画的な整備をはかるためには、特に立ちおくれておるわが国の下水道の整備を推進することが現下の急務であると考えられます。また、最近都市地域における河川、湖沼あるい

は海域などの公共用海域の水質の汚濁による公害問題はきわめて深刻であり、政府においても、こ

れら公共用海域の水質の汚濁に対処するため、公害対策基本法に基づき、公共用海域の水質汚濁にかかる環境基準を定めるとともに、鋭意その達成につとめているところであります。このためには、下水道の整備が必要不可欠なものと考えられます。

このような下水道に関する諸般の事情を考慮し、下水道の整備の円滑化とその管理の適正化をはかり、もって都市環境の改善と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて水質の保全に資するための措置を講ずることいたしました。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、下水道法の目的として、公共用海域の水質の保全に資することを明らかにすることともに、水質保全の目的を達成するため、公共下水道は終末処理場を有するか、または流域下水道に接続することを要件といたしました。

第二に、公害対策基本法に基づき、水質の汚濁にかかる環境基準が定められた水域または海域について、都道府県は、建設大臣の承認を受けて、その環境基準を達成するため、流域別下水道整備総合計画を定め、その流域における下水道の整備は、流域別下水道整備総合計画に適合したものでなければならぬものといたしました。

第三に、流域下水道に関する規定を整備し、流域下水道は、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理する下水道で、原則として都道府県が管理するものとし、その設置、改築等の管理に關し、所要の規定を設けることといたしました。

第四に、政令で定める量または水質の下水を公共下水道に排出する者は、その量及び水質を公共下水道管理者に届け出るとともに、その水質の測定を義務づけることといたしました。

第五に、終末処理場における下水の処理が開始された区域内で、くみ取り便所が設けられておる建築物の所有者は、処理開始後三年以内に水洗便

所に改造しなければならないものとするとともに、市町村は水洗便所に改造する者に対し、ま

つとめるものといたしました。

第六に、下水道使用料について、水量のみならず、水質に応じて使用料が徴収できることを明らかにいたしました。

第七に、都の特別区も、都と協議して、主としてその住民の用に供する下水道の設置、改築等の管理を行なうことができるることといたしました。

以上のほか、下水道を維持管理する者の資格要件、除害施設等の検査のための立ち入り等について、所要の規定の整備をすることといたしております。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○金丸委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されておりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

午前十時五十分散会

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会の開会日につきましては、明四日午後二時より開会の予定でありますから、御了承ください。

次回は、定期日ではありませんが、来たる八日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

委員長問において協議の上決定いたしましたが、明四日午後二時より開会の予定でありますから、御了承ください。

午前十時五十分散会

○金丸委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されておりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

昭和四十五年十一月十二日印刷

昭和四十五年十一月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局